

令和6年度 焼津市年間監査計画

監査委員は、焼津市監査基準（令和2年焼津市監査委員告示第3号）第13条第2項及び第3項の規定に基づき、令和6年度焼津市年間監査計画を策定する。

1 実施予定の監査等の種類及び対象

(1) 財務監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

次の区分に応じて実施する。

ア 定期監査

令和6年度の事務事業の執行全般を対象に実施する。

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として監査を実施する。

また、監査に当たっては、業務意見のほか、市の組織及び運営の合理化に資するための提言を積極的に行う。

イ 工事監査

市が発注した建設工事の中から監査対象を抽出し、専門的知識を有する技術士に調査を委託して実施する。

ウ 学校等監査

市立小学校、市立中学校、市立保育園、市立幼稚園、公民館（令和6年4月1日から地域交流センターに移行）を3年に1度の輪番により対象とし、財務事務の執行状況、準公金の取扱い、施設の管理状況等について監査を実施する。

(2) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金等財政的な援助を与えている団体、出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体等の中から抽出し、令和5年度の出納その他の事務について、当該事業が目的に従って執行されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼に監査を実施する。

(3) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各種会計及び公営企業会計を対象に計数が正確か、諸帳簿等と整合しているか等を着眼に、毎月例日を定めて実施する。併せて、出納事務が適正に行われているかについても留意して実施する。

(4) 決算審査

令和5年度決算を対象として、次の区分に応じて実施する。

ア 各種会計歳入歳出決算（地方自治法第233条第2項）

審査に付された各種会計歳入歳出決算書及び附属書類について、会計管理者及び関係課所管の諸帳簿と照合し、計数が正確かについて確認するとともに、財政状況及び予算の執行状況について効率的かつ適正に行われているかについても審査す

る。

イ 公営企業会計決算審査（地方公営企業法第 30 条第 2 項）

審査に付された各公営企業会計の決算書類及び附属書類について、計数が正確かについて確認するとともに、経営成績及び財務状況についても審査する。

(5) 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

審査に付された基金運用状況調書について、計数が正確かについて確認するとともに、設置目的に沿って適正に運用されているのかについても審査する。

(6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査する。

(7) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

監査委員が特に必要と認めた場合には、実施するものとする。

(8) その他監査

住民監査請求などその他の監査については、請求等に係る事務若しくは事務の執行又は請求の内容について監査を実施する。

2 監査の実施体制及び対象別実施予定時期

(1) 実施体制

各監査の実施体制については、監査委員 2 人が焼津市監査基準に則ってその職務を遂行するものとし、監査委員事務局職員が監査委員の事務を補助する。

(2) 対象別実施予定時期

監査種類	実施時期	報告時期
財務監査	令和 6 年 10 月～令和 6 年 12 月	令和 7 年 2 月
財政援助団体等監査	令和 6 年 9 月、11 月	令和 7 年 2 月
例月現金出納検査	毎月	毎月
決算審査	令和 6 年 6 月～令和 6 年 8 月	令和 6 年 8 月
基金運用状況調査	令和 6 年 6 月～令和 6 年 8 月	令和 6 年 8 月
健全化判断比率等審査	令和 6 年 7 月～令和 6 年 8 月	令和 6 年 8 月

3 監査結果の報告

財務監査及び財政援助団体等に係る監査の結果に関する報告は、議会、市長及び係のある委員会に提出し、例月現金出納検査の結果に関する報告は、議会及び市長に提出するものとする。また、決算審査、基金運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。